第17回 特定個人情報保護評価「第三者点検」 議事録

□ 時 令和3年12月9日(木)14:05~15:15

|項 目 予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価について(公開審議)

出席者 審査会委員 時枝会長、姜委員、重永委員、日髙委員、松木委員 保健福祉局感染症医療政策課 小嶋課長、藤山係長 デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 廣渡課長、有永係長

事務局 総務局文書館 花本館長、芦屋係長

傍 聴 人 0人

内容

予防接種に関する事務について

(感染症医療政策課)《小嶋課長が全項目評価書(案)概要について説明》

今回、配布している資料に沿って説明させていただく。

国は令和2年12月9日「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律」を制定し、新型 コロナウイルスワクチン接種を予防接種法第6条に基づく臨時接種に位置づけた。

従来から、予防接種事務においてはマイナンバーを利用するため、既に特定個人情報保護評価が行われてきた。しかし、新型コロナウイルスワクチン接種事務において、国の新システムであるワクチン接種管理システム(VRS)の利用により、予防接種対象者の新たな特定個人情報等の取扱いが生じるため、個人情報の漏えい等のリスクを分析し、リスクを軽減するための適切な措置を自ら評価し、公表するものである。なお、特定個人情報保護評価は、特定個人情報ファイルの保有等の前に実施すべきものだが、国から新型コロナウイルスワクチン接種については、緊急時における事後評価の適用対象になると示されたため、本市を含む多くの政令指定都市等において、現在、本評価を進めているところである。

特定個人情報保護評価の目的は市町村などの行政機関がマイナンバーを含む個人情報ファイルを保有しようとする場合は、国民や住民個人のプライバシーなどの権利や利益などの侵害を未然に防ぐため、考えられるリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講ずることにより、国民や住民の信頼を得るために実施するものである。

特定個人情報保護評価書の主な内容としては、既存の本市の予防接種台帳システム(ウェルマザー)からワクチン接種記録システム(VRS)へのワクチン接種対象者のマイナンバーを含む情報の登録を行う。ワクチン接種記録システム(VRS)が利用されることにより、「予防接種対象者及び発行した接種券の登録」「予防接種の実施時に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供」を行うことができるようになっている。特定個人情報ファイルの取り扱い時のリスク対策としては、入手にかかるものと漏えい・紛失にかかるリスク対策を記載しているが、VRSは国が準備したものになるため、全国一律のリスク対策をしている。具体的には、1、転入者や転出者本人の同意取得や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止。2、データベースを市区町村ごとに区分し、他市区町村の領域からは個人情報の入手ができないようにアクセスを国により制限。3、暗号化された通信

回線を使用し、接種会場からはマイナンバーヘアクセスできないように国により制御。以上 3点の対策がされている。個人情報取り扱いの流れについては、予防接種事務に係る個人情 報の流れについて、概要を図で示している。図の左にある、ワクチン接種記録システム(V RS) は国が準備したシステムである。従来の予防接種台帳システム (ウェルマザー) で管 理していた対象者個人情報を取得し、高度なセキュリティを維持したネットワーク(LGW AN)を経由して接種情報を記録(活用)する。ワクチン接種結果を随時登録していくこと で、接種情報集約、情報分析、情報公開、接種済情報、接種証明など予防接種事務の迅速か つ正確な遂行を図る。特定個人情報保護評価実施スケジュールについては、今回の新型コロ ナワクチン接種対象者は、30万人以上であるため、特定個人情報保護評価は、定められた すべての項目について評価を実施しなければならない。そのため、特定個人情報保護評価書 の全項目評価を実施するものになっている。また、特定個人情報保護評価の全項目評価では、 評価書に対して、住民等の意見聴取を行うこととなっている。今回の意見聴取は、令和3年 10月18日から令和3年11月17日までの間、本庁保健福祉局感染症医療政策課、広報 室広報課及び各区役所総務企画課・出張所と市のホームページにて、全項目評価書を配布・ 掲載し、パブリックコメントを実施した。パブリックコメントの実施については、市政だよ り10月15日号にも掲載した。その結果は、期間中に寄せられた意見はなかったため、パ ブリックコメントによる評価書の修正はない。パブリックコメント後に、北九州市個人情報 保護審査会の委員の皆様に「特定個人情報保護評価書」の諮問をお願いしている。その後、 個人情報の適正な取り扱いを確保するための内閣総理大臣が所管する行政委員会である 「個人情報保護委員会」に評価書を提出し、市のホームページに掲載し、公表する流れにな っている。

以上、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価書についての説明を終了する。

質疑応答

(審査会委員) 全項目評価書について何かポイントでもいただけないか。

(感染症医療政策課) まず、予防接種に関する情報についてだが、今まで行っていた予防接種について個人情報を保有していた。今回、新型コロナウイルスワクチンについては、その対象者が、現時点では基本的に12歳以上のすべての国民ということになっている。そういうことでまず対象者数が広がっている。もともとは小児等を対象とした接種の個人情報を持っていたが、今回、新型コロナウイルスワクチンになり、その対象者が、現時点では基本的に12歳以上のすべての国民ということになったということで、対象人数が増えたことから、全項目の評価書を作成したという点がある。また、先ほど説明した、国が今回新たに作られた、ワクチン接種記録のシステム(VRS)と情報のやりとりが新たに発生したため、それについて、今回、評価書を作成して、委員の先生方に見ていただくという運びになった。

(審査会委員) 特定個人情報ファイルの概要 委託事項5 委託内容、新型コロナウイル

ス感染症に係る予防接種事務に関する事務処理全般とある。委託事項1~ 4については他のところでもよく見る業者。5番は事務処理全般を凸版印 刷に委託されている。④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法がフ ラッシュメモリになっている。フラッシュメモリをどうやって管理してい るのか。

(感染症医療政策課)

まず凸版印刷についてご説明すると、ワクチン接種の事務に関して、今回 のシステムに関するものだけではなく、接種券の発送や予約のシステム等も ろもろの業務を含めて、凸版印刷とJTBのJVと、包括的に委託の契約を 結んでいる。こういうシステムに関する部分については、凸版印刷が、具体 的には担当している。実際、凸版印刷と市のワクチン接種の事務については、 オペレーションセンターというものを新小倉ビルの中に設けており、実際に は同じビルの中で、凸版印刷と市の職員と同じところで働いて作業している。 このフラッシュメモリを使い、情報のやりとりをするという部分については、 VRS、国のワクチン接種の記録のシステムに、接種状況等の情報を入れる 必要があるが、凸版印刷が接種記録を作り、その記録を市側が受け取って、 それをVRSに投入するという作業を行っている。凸版印刷はフラッシュメ モリでやりとりするデータの中に直接マイナンバーを使ってやりとりして いるわけではない。

その方が接種したという記録について、フラッシュメモリ等に情報を一 旦入れて、それを市がVRSに登録するというような作業を行っている。そ のフラッシュメモリについても、すぐ隣の部屋とか隣のテーブルとかで作 業を行っているため、それを外に持ち出してとかいうようなことは実際に は行っていない。

(審査会委員) もともとのデータは、凸版印刷が持っているのか。

(感染症医療政策課) 予約の状況や予約のシステムや接種実績は、凸版印刷が今管理をしている。

(審査会委員) そういうことか。

(感染症医療政策課) 先ほどご説明差し上げましたウェルマザーと予防接種システムとか、VR Sのセキュリティを担保するために、委託業者にはなるべく直接、扱わせな いという配慮から、彼らが作ったデータを、直接、オンラインで繋ぐのでは なくて、フラッシュメモリで受け取り、それを投入するということにしてい る。フラッシュメモリを落としたらどうするのかということだが、作業場所 同じビルの同じフロアに借り、市の職員が常駐したエリアと凸版印刷がやっ ているエリア、部屋が別々なのだが、そこのセキュリティを保つために、市 の職員でしか入れないエリアを作り、そこに持ち込む。それで、業者さんが 入れないエリアにデータを保管するというやり方をしている。

(審査会委員) 説明があったかもしれないが、フラッシュメモリに入っているデータとは どういった情報なのか。

(感染症医療政策課) その方の、接種の記録情報。接種した、どこでした、いつした、その時の ワクチンの種類はこれ、というような情報になる。

(審査会委員) フラッシュメモリとは何か。

(感染症医療政策課) USBメモリーのこと。この評価がなぜ2ヶ所あるかというと、予防接種が先ほど言っているようにウェルマザーというシステムとVRSというシステムもある。ページの構成上、2番の特定個人情報ファイルの概要8ページ、特定個人情報ファイルの概要というのがあって、この(1)予防接種情報ファイルと言われているものである。これはいわゆるウェルマザーで管理している個人情報というものになる。ウェルマザーも、市の予防接種の統括システムなので、他の予防接種の情報と同じように、ワクチンの接種情報を取り込む必要がある。その情報はどうやって取り込んでいるかというと、この受託・委託業者等の凸版印刷によって、予診票をパンチングして、そのパンチングデータを取り込む、取り込む方法は、受託業者にパンチングしてもらっているので、USBでデータを取り込む。そのあとにもう1つ次のところにまた、(2)という形で、ワクチン接種記録システムVRS情報ファイル、これはVRSというシステムに入っている情報ファイル。

ここにもどうやって入れているかというと、同じようにパンチングした データで、同じ取込作業であるが別々のシステムを投入しているので、それ ぞれのシステムに合う形に作ってもらい、私どもにUSBで納品してもらって、それぞれのファイルをそれぞれのシステムに投入して管理するというので、今2ヶ所に書かれているのは、そういう理由になる。事務は一つだが、ファイルを別々に市のシステムとVRSと、2ヶ所に情報ファイルというのを作って、2か所での管理している形になっているという説明になっている。

(審査会委員) 凸版印刷が、接種情報をデータ化する、そのデータ内容の正確性は、どういうふうに担保するのか。

(感染症医療政策課) 情報の正確さということで、昨今新聞紙上に、VRSに誤った情報が登録されているということが書かれている。なぜそのようになったかというと、情報をVRSに取り込む方法として、国が当初想定していたのが専用のタブレットを各会場にお配りして、会場のタブレットで接種券についている券番号の写真を撮るような形で読み取る。そういう形を想定しており、それで今まで進んできていた。しかし、その写真の読み取り、カメラの機能があまりよくなく、間違った番号で読み取って、間違った番号がそもそも存在しない番号だったらエラー表示されて終わりになるが、たまたまそれが、違う方の番号で読み取ってしまった場合に、その違う方が接種したような形で記録が取り込まれてしまっているというような状況があり、これは報道されていたとおり。北九州市においては、最終的に、接種した会場、医療機関の方から、

請求の段階で予診票が上がってくるため、その予診票をパンチ入力している。 パンチ入力も1人ではなく、2人で打ったものを突合させるようなそういう 確認の作業を行った上で、接種情報をより正確な方法で取り込むよう実施し ている。そのような形で、正しい情報を作り、それをVRSに記録し、間違 ったデータはそこで上書きして正しいデータに書き直されると、そのような 方法をとっている。

- (審査会委員) 凸版印刷から提供される情報があって、一方で、市の方で手入力する情報 があって、それを整合しながら、正確性を担保していくという理解でよいか。
- (感染症医療政策課) 予診票のデータを入力するのは凸版印刷に、市が委託しているという形になる。最初に二つあるというのは、最初に会場でタブレットで読み込んだ情報が、VRSという国の記録システムに入っている。それはちょっと正確性に欠けるため、それと別に、実際の予診票を間違えないように見ながら、凸版印刷がパンチ入力を複数の手でやって突合させて正確なものを作り、それを、国のVRSやウェルマザーに接種記録として投入するような、そういう方法をとっている。正確性の担保は、1人で作業をすると間違う可能性があるため、全くさらの状態で2人が同じ作業をし、このデータをぶつけ、このぶつけたデータが、合致していなければ、どちらかが間違っているため、再度確認とる。合致していれば正しいデータとして、それをVRSとウェルマザーに取り込むという作業をしている。
- (審査会委員) いまのような正確性担保というのは全国評価書の中に何か記載があるのか。
- (感染症医療政策課) この全国調査というのは、登録された情報のセキュリティをどう担保する かというところが基本的な評価の対象になっているので、登録する中身のデータそのものの担保性っていうのは、この評価の中には入っていない。また 別のレベルで、業務として正確性を担保するのは必要だと思っているが、そこについては、こちらの方には書かれていないような状況になっている。
- (審査会委員) 凸版印刷が取り扱う項目は何か。
- (感染症医療政策課) 凸版印刷が扱う項目は接種券番号と名前と生年月日になっている。 接種券番号で、ユニークな番号で一対一の関係になっていて、接種券番号に 接種の記録をつけている。
- (審査会委員) ③の入手の時期・頻度のところに予防接種健康被害救済制度とある。予防接種健康被害救済制度には申請の都度となっているが、申請は誰がどのようにしたら申請できるのか。
- (感染症医療政策課) 予防接種健康被害救済の請求だが、これは予防接種を受けた後、その副反応で、身体に障害が出た、或いは医療費がかかったというような場合に、国の方がそういう救済制度を設けている。救済制度については請求する方、ご本人様の場合もあるし、例えば、子供の場合は、親御さんが請求される場合

も、請求の手続きがあり、必要な請求書や書類をそろえて提出していただく。 最終的にはそれを国が審査して、確かにその副反応によるものということで 認められた場合は、医療費等が国の方から支払われるという制度になってい る。それは、副反応が出たというときに、請求をしたいという方がいらっし ゃった場合に発生する手続きになる。

(審査会委員) 病院に行ってお医者さんが書いてくれるようなものなのか

(感染症医療政策課) 申請自体はご本人様になるが、それに必要な添付書類としてはお医者様に書いていただく書類がある。どういう症状でとか、或いはこういう事象であったとか、或いは医療費が幾らかかったとか、そういった書類をつけて申請をしていただく。最終的にはそれが副反応によるものか、よらないものかという審査を経た上で、そのような申請した方に対して、お金が下りるか下りないかということになる。本日の件とはちょっと関係ない部分なるが、この審査請求については、市役所は窓口というだけで、書類が整っていればそれを、国の方にまわして、審査会自体は市ではなく、認定するのは国の方の審査会ということになる。

(審査会委員) 書類がそろっていれば全部審査がとおるのか。

(感染症医療政策課) 市側でこれは違うという判断をするようにはなっていない。書類が整って いれば、所定の手続きを取るということになっている。

(審査会委員) VRSというワクチン接種記録システムというのは、今回新型コロナで急 ごしらえされたものだが、今後どのような運用をされるのか。他のワクチン と一緒にシステムを使っていく感じなのか。

(感染症医療政策課) 今のところそのような話は聞いていない。このVRSが、いつまで記録システムを使って、この情報を管理するのかというところについても、今のところはわからない状況。

(審査会委員) 今後運用等が変更になるかもしれないのか。

(感染症医療政策課) コロナのワクチン接種については、VRSから何かに変更されるとか、これがバージョンアップするというのはあるかもしれないが、例えばインフルエンザとか他の部分を取り込む等の話は今のところ聞いていない。

(審査会委員) 審査会の観点として、国民に広く知らしめているかというと、パブリックコメントで全然意見が出なかったということだが、周知が十分だったかどうかというのはあるのか。他のワクチンと違って、ほとんどの方がワクチン接種している関心が高いものじゃないかと思うが、それにもかかわらず全然パブリックコメントがなかったというのは、何か周知が十分だったかどうかというのはあるのか。

(感染症医療政策課) 周知の方法としては、ホームページだとか市政だよりだとか、区役所窓口等に張り紙をするとか、そういった形では行っていたが、ワクチンに関する 関心が高い割にこちらに目が止まらなかった。表題が予防接種に関する事務 に係る特定個人情報保護評価ということで、コロナワクチンにというような表題名があったらもしかしたら違う反応があったかもしれないが、もともと国の方から、全国的にこういう名前でやるように通知があり、これは私たちの判断ではない。先ほど冒頭で申し上げたように、予防接種でマイナンバーを使っており、審査会にもかけさせていただいていたが、VRSというものが登場したため、新しい取扱いになった。それがコロナという表題であれば違ったかなと思う。

- (審査会委員) VRSはデータベースからもう、完全にそれだけ独立したものなのか。コロナだけ独立したものになっているのか。今までの健康保健などのマイナンバー等とはまったく別なのか。
- (デジタル市役所推選) 今までの分やウェルマザーというのは市の仕掛け。VRSは国の分なので、全く違うもので、サーバー等、どこにあってどういうふうに管理しているかというのは、国の管理下にある。

(審査会委員) 今回は一つの目的だけというふうに考えているのか。

- (デジタル市役所推進課) はい。健康保健の分は、健康保健の分で、別に用意されているというような形になっている。 VRSにそれが繋がっているとかいうような形ではない。別々にというような形になっている。
- (審査会委員) ワクチン接種のVRSというのはいつまで使うか分からないけれども、とりあえずマイナンバーとはつないでおかないといけない国の意志があるということなのか。
- (デシタル市役所推進課) マイナンバーとつなぐというよりは、マイナンバーが付いたデータでや りとりをしているというだけで、他にその情報が渡されているということ はない。健康保健システムなどは、先日の評価審査会の時にお話を受けられ たと思うが、マイナンバーのついたデータを元に団体間で情報を連携する 仕組みだが、今回はVRSの中で完結している。それは、どこか別のシステ ムに、データがいくということではない。ただ、VRSの中に、各自治体の 領域があるので、コロナワクチン専用の業務として連携はしているが、他の 業務に転用ということは想定していない。それはウェルマザーが役割をす でに持っている。お配りしている資料の中に事務の内容として全体のイラ ストが1枚ある。このイラストの絵のうち、真ん中にウェルマザーがあり、 そこから上の部分が、もともとの予防接種の事務をやっていた手続きで、こ れは先日ご説明させていた健診システムや他のシステムと同じように、団 体内宛名というシステムを通じて、中間サーバーや他のネットワークと繋 がっている、既存のもともとの予防接種の管理システムであった。このワク チン接種が始まる前は、他の予防接種や乳児の検診等の情報の連携をする ためのネットワークになっている。今回は左下にVRSという新たなシス テムが立ち上がっており、ここも完全に分離しているもので、コロナワクチ

ン専用という形で、独立して事務が立ち上がったというものになっているとご理解いただきたい。そのため、先ほどご説明した情報ファイルが二つあるというのが、このウェルマザーの中にも接種記録を入れているし、VRSの方にも接種記録を入れており、この2ヶ所に、現在、保存、接種記録を入力しているという状態。それぞれで管理しているというのが今回の評価の対象にあたる。

(審査会委員) イラストでウェルマザーから VRS に線が出ているのはどういう状況なのか。

(デジタル市役所推選) マイナンバーと市民の情報を渡している。直接連携しているわけではなく、手作業で抽出したファイルで接種対象者の情報をその専用システムV RSにデータをアップロードするという形でやりとりしており、外のインターネットと繋がっているということではない。

(審査会委員) 図のLGWANのところにバツ印があるのは何か。

(デジタル市役所推進課) バツというのは、ネットワークのイメージ図で、あちこちと繋がっている ということをこういうイラストで書くだけで、使ってないという意味では ない。LGWANというネットワークに、クロスして情報をやりとりしてい るというイメージのデザインで、LGWANという回線を使ってやりとり してデータを渡している。LGWANというのは行政専用サービスのネッ トワークで、一般の方は、一切接続できないネットワークになっている。マ イナンバーという言葉が出ると、マイナンバーをキーに接種記録と他が繋 がっているように思われるが、今回、マイナンバーで管理をしておかないと、 いろいろな自治体に転出入されるので、北九州市に来た方の接種状況が、少 なくとも高度なセキュリティのもとで確認が取れないと、ワクチンを打ち たいと言ったときに、打ってよい方なのか、4回目5回目打つ方なのか、こ れは皆さんの健康管理に関わる、命に関わるような問題になる。そのため、 全国統一で、打ったことが確認できる仕掛けを作ろうとしたのがVRSの 一つの目的だったと思う。マイナンバーと言うと全部に繋がっているみた いなイメージになるが、Aさんがいろんなところに移動しても、接種記録が 特定とされるようにしたいというのが趣旨で、他の情報と繋がっていると いうものではない。

(審査会委員) 予防接種というと、ちゃんとされているか確認したいと思うが、市が一応 管理して、ワクチンだけは国でということか。

(デジタル市役所推進課) ウェルマザーのこの仕組みはもともとある仕組み。実は項目がすごく細かく指定されており、もともとコロナという項目はなかったため、連携する項目に含まれてない。他の予防接種の項目は、もともとマイナンバーの既存の仕組みで繋がって、お互い照会をかけることができる。この仕組みをやり直すのに年に1回大改革して、全自治体すべての自治体が一斉にレイアウ

トを変えないといけない。標準レイアウト変更というのは年に1回の大掛 かりな作業になる。多くの業者がそこに向けて1年かけてパッケージの改 修をして、一斉に変えるというように、改修を待って項目を追加するという 作業をする。今回、一昨年前にコロナが出た時が、その次の標準レイアウト 変更時期に間に合わなかった。結論から言うと、来年の6月の標準レイアウ ト変更には、ちょうど改定の対象に今回のコロナが入ってきたため、来年の 6月以降はウェルマザーに入っている項目も、中間サーバーを通じたネッ トワークでの情報連携が正式にできるという形になる。それまでの間とい う形で、当初はVRSが臨時で立ち上がったものだった。 先ほどご指摘いた だいた、いつまでこのVRSを使うのかというものの一つに、大きな目的は そういう情報連携がどうしてもできなかった。その設計が年度内開始に間 に合わなかったから、臨時的に立ち上げたっていうのが一つ。それともう一 つは、今検討されている証明書をもっと簡易にできないかと言うところが あって、そこの機能も上にある中間サーバーとマイナポータルからの証明 書のやりとりも考えられてはいるが、やはりこの既存のシステムは非常に 細やかに厳しくネットワーク設計がされていて柔軟に動けないということ で、このVRSを臨時に立ち上げて、この緊急事態に対応したというのが、 率直なところではある。そういう意味では別のルートで強化して、既存の部 分で同じようなサービスが提供できると、もしかしたら役目を終えたとし てVRSの終息というのは考えられると思うが、まだ今のところは、国の方 から明確な指示というのが出ていないため、今後の予定はわからない。

- (審査会委員) 先ほどもパブリックコメントに関する指摘もあったが、マイナンバーとの 関連がないにしても、必要特定個人情報ファイルの内容を見ると予防接種 情報ファイルの項目の中に個人番号、氏名、性別、生年月日、住所などはい っている。情報漏洩を簡単にするとは思えないが、やはりたくさんの情報を 扱うことになるため、思った以上情報が入っているのかなと思うが、どうな のか。
- (感染症医療政策課) VRS情報には住所は入っていない。マイナンバーと接種の情報だけになっていて、何月何日、何の接種のものを、どこの場所で打ったかという記録 だけになっている。
- (審査会委員) 特定個人情報ファイルの中で主な記録事項の箇所に個人情報、その他識別 番号と記載してあるが。
- (感染症医療政策課) これはウェルマザーに関するもの。予防接種事務全体のすべての項目で、 VRSに入っているのはその一番下の部分にある、「新型コロナ感染対策に 係る予防接種に関する記録項目」と書かれている部分だけがVRSに今入っ ている。個人番号と宛名番号、団体コード、接種記録のみがVRSに入って いる。この事務全体は、予防接種事務全部のことがこの評価対象になってい

るため、ウェルマザーの項目もすべて項目出ししている。ウェルマザーの内容は、当然住民情報が入っている。

- (審査会委員) 特定個人情報ファイルの概要の、特定個人情報入手・使用の入手元の部分 に本人または本人の代理人、その他となっている。それからその他はどこか ら入手された情報なのか。
- (感染症医療政策課) その他というのは、中に事務所と書いている。事務所というのは、これは VRSのファイルの元データをどこから取りましたかもらえましたかという内容。これは事務所だとか、自分たちの部署の中でやりとりしている。ウェルマザーから元データを取っており、入手元はウェルマザーということ。ここで、VRSのファイルはウェルマザーからとっているので、事務所内のウェルマザーからというのがその意味になる。ご本人というのは、転出先とかで、申し出をされたときにも、この情報の一部を使うので、ご本人の申し出で、入手する可能性があるという形で書かせていただいている。どうしても二つのシステムのことが、この一つに入っているので、ちょっと混乱すると思う。通常一つの業務では一つのシステム一つのデータベースというのが基本になるので、ファイルがこんなに分かれることはない。今回先ほどイラストに描いた通り一つの予防接種事務だが、臨時でVRSというシステムが立ち上がっているため、どうしてもファイルを2種類、今管理しているということになっている。

(審査会委員) ウェルマザーからVRSに接種券情報とマイナンバーが入っているのか。 (感染症医療政策課) 特定個人情報として氏名と生年月日と性別が入っている。

(審査会委員) 今回のパブリックコメントは、ホームページのどこから見るのだろうと思って探してみたが探しきれなかった。普通だったらどこから見るのか。

(デジタル市役所推進課) この公開期間しか表示されてないため、検索でパブリックコメントと検索すればいくつか出る。また、トップページにパブリックコメントの入口があり、すぐ入れるのと同時に、いろんな部署がパブコメの情報を出していることがある。その時は一緒に出てくることがある。

(審査会委員) トップページには、パブリックコメントがあるときはちゃんと、分かりや すいようになっている。

(デジタル市役所推進課) ホームページの一番下のところにパブリックコメントというボタンがあり、そこをクリックすると、今現在出ているパブリックコメントが一覧で表示されるようになっている。実施中の計画というので、現在意見募集中はありませんとか、過去にこんなのがありましたという形の一覧で、市のホームページでは、パブリックコメントと検索いただくと、見つかるようにはしている。一応トップページの一覧があって、一番下のところにリンクがあり、パブリックコメントというボタンを準備させていただいている。

(審査会委員) 市民の方が今あるものについて、パブリックコメントをいつからいつまで

やっているかというのを知る方法としては、そこがホームページで、クリックして、あるかどうか確認するしかないのか。

(デジタル市役所推選) 市政だよりにはパブリックコメントがある時には必ず掲載をさせていただいている。いろいろなパブリックコメントが出ている。様々な部署が、市の政策に関すること特定個人情報のことも、パブリックコメントしなくてはいけない。それ以外にも、市の重要な施策であるとか計画とかを策定する時には、パブリックコメントをするのが義務付けられているため、たくさんのパブリックコメントがある。月2回の市政だより、ほとんどの毎回の市政だよりに何かのパブコメが載っている。

(審査会委員) 市政だよりのどの部分にパブコメがあるのか。

(デジタル市役所推進課) 政策の方のページに載っていることが多い。特定個人情報評価はよく行 われているため、あまり載せてはないが、大きな計画とか、行政計画とかの 場合は市のフェイスブックやツイッター、インスタグラム等そういうとこ ろでも、今このパブコメをやっているということを載せてご案内をしてい る。この特定個人情報は結構多いので、特定個人情報保護評価という形にな ると、全項目評価、要は30万人以上が対象になるとか、全項目評価という 形で大きく広く評価を行わなければならないため、その全項目評価の際に は、必ずパブリックコメントを実施して、さらに今日のような形で、諮問さ せていただいている。先ほど言ったその30万未満であったりだとか、少数 であったりというような形で、項目の評価が、基礎項目評価というもので終 わるものもあったり、もう1個上のランクになるとその重点項目評価とい うものになって、一番上が30万人以上で、全項目評価という形になるが、 パブリックコメントをかけているのは、その全項目評価の時になるため、そ ういった形で言うと、今年度でいうと、今回も合わせて多分3つというよう な形になろうかと。ただし、その際は必ず、こちらの審査会で先生方に見て いただいてという形になる。

意見聴取終了

(審査会委員) 以上を踏まえ、答申書を作成する。

第三者点検についての答申の方向性は、「予防接種に関する事務について、適合性及び妥当性の観点から審査を行った結果、全項目評価書の記載は保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める保護評価の目的等に照らし妥当である。」と認めてよろしいか。

異議がないのでこの旨で答申する。